

多文化共生等事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人佐賀県国際交流協会（以下「協会」）は、県内の民間団体等が行う多文化共生事業、国際交流・国際協力事業の振興を図り、本県の国際化推進に資することを目的として、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その助成金については、この要綱に定めるところによる。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる民間団体等（以下「団体等」）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 佐賀県内に在籍し、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
ア 目的・組織・代表者など団体運営に必要な事項について定めがあること
イ 非営利団体であること
ウ 政治活動又は宗教活動に関しないもの
エ 佐賀県暴力団排除条例第3条第1号から第4号に定める暴力団及び暴力団関係者に関係しない者
- 2 助成の対象となる事業（以下「助成事業」）は、前項の団体等が主体的に行う非営利の多文化共生等事業で、次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のいずれかに該当するものとする。

(1) 多文化共生事業

県内で行い、県民や外国人住民を対象として行われる事業で、地域の多文化共生推進を目的とする次のいずれかに該当するもの。

- ア. 地域における情報の多言語化・やさしい日本語化に関する事業
- イ. 日本語及び日本社会に関する学習支援事業
- ウ. 居住・保健福祉・防災支援に関する事業
- エ. 多文化共生に携わる担い手の育成を図る事業
- オ. 外国人住民の地域生活又は、地域社会参加・貢献を支援する事業
- カ. その他地域における多文化共生の推進事業として適当と認められる事業

(2) 国内での国際交流事業

国際理解の促進を目的とする事業で、県内で行い、県民や外国人住民を対象として行われ、次のいずれかに該当するもの。

ただし、理事長が特に必要と認めた場合に限り他県で行う事業も該当するものとする。

- ア. 国際理解の促進を目的とする事業
- イ. 文化交流・スポーツ交流・学術交流を目的とする事業
- ウ. 国際交流に関する担い手の育成を図る事業
- エ. その他本県の国際化の推進に寄与する事業

(3) 海外での国際交流事業 A

国際理解の促進を目的とし、県内在住者を対象とする事業で、主として県と重点交流を行う地域（※1,2）や、ホストタウン対象国（※3）で行うもの。

※1.韓国重点交流地域…全羅南道、ソウル市及び隣接する市

※2.中国重点交流地域…遼寧省、貴州省、香港、上海市及び隣接市

※3.ホストタウン対象国…オランダ、フィジー、ニュージーランド、タイ

ア 文化交流・スポーツ交流・学術交流を目的とする事業

イ 国際的環境整備を目的とする事業

ウ 地域レベルの国際交流の推進を目的とする事業

エ その他交流推進に寄与する事業

(4) 海外での国際交流事業 B

国際理解の促進を目的とし、県内在住者を対象とする事業で、主として海外の（3）以外の地域で行われるもの。

ア 文化交流・スポーツ交流・学術交流を目的とする事業

イ 国際的環境整備を目的とする事業

ウ 地域レベルの国際交流の推進を目的とする事業

エ その他交流推進に寄与する事業

(5) 国際協力事業

海外又は県内で行う国際協力事業及び海外への支援物資の輸送事業で、次のいずれかに該当するもの。

ア 国際協力に関する県民の理解を深めるための事業

イ 開発途上国に対する支援物資の輸送等支援を目的とする事業

ウ 国際的に緊急かつ深刻な貧困、災害などへの支援事業

エ その他本県の国際協力の推進に寄与する事業

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は助成対象としない。

（1）会員等特定の者のみに寄与すると認められる事業

（2）金銭等の助成事業

（3）交流を主たる目的としない芸術の公演や、スポーツの試合、を行う事業

（4）観光や視察を主たる目的とした内容の事業

（5）国又は地方公共団体との共催又は委託を受けて行う事業

（6）他機関からの補助金、助成金等の交付を受け、又は受けようとする事業で、助成対象経費の重複がある事業

（7）団体の周年行事の一環として行われる事業

（8）その他助成対象とするには不適切と思われる事業

（助成の対象経費及び助成率等）

第3条 助成金は、予算の範囲内で交付するものとし、その対象事業及び助成率等は、次表のとおりとし、同一年度での助成金の申請は1団体1事業までとする。

助成対象事業	助成率及び助成金額	例
1. 多文化共生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業の実施に要する経費総額のうち対象経費の全額。 ・上限 10 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的施設内の表示や、生活情報、生活に関わる分野での情報の多言語化・情報発信（館内案内、防災用語、地図等） ・やさしい日本語講座、やさしい日本語で話す会 ・外国につながりを持つ子どもへの学習支援・交流の場づくり ・外国人のための防災訓練 ・外国人住民と日本人住民が一同に介しての多文化共生推進活動
2. 国内での国際交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業の実施に要する経費総額のうち対象経費の 3/4 ・上限 10 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流フェスティバル ・異文化紹介・交流会・セミナー ・国際料理交流会 ・国際交流・理解を促進する内容のスポーツ大会、パネル展、絵画展等
3. 海外での国際交流事業 A (重点交流地域・ホストタウン対象国)	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業の実施に要する経費総額のうち対象経費の 3/4 ・上限 10 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流促進重点交流地域、又はホストタウン国における相互理解を促進する内容の文化やスポーツ交流会等
4. 海外での国際交流事業 B (3.以外の地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業の実施に要する経費総額のうち対象経費の 1/2 ・上限 10 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・3.以外の地域における相互理解を促進する内容の文化やスポーツ交流会等
5.国際協力事業	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業の実施に要する経費総額のうち対象経費の 3/4 ・上限 10 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力に関する講座 ・子ども達のための絵本プロジェクト ・災害支援チャリティーバザー ・フェアトレード啓発セミナー ・シューズやランドセル等の輸送プロジェクト

科目	対象経費
1.諸謝金	(1) 講師や通訳など外部の人（添乗員は除く）に対する謝金
2.交通費	(1) 県内の事業 講師や通訳など外部の人（添乗員は除く）に支給する旅費 (2) 海外での事業 佐賀県の出発地から事業の実施目的地までの渡航経費及び事業目的のための公共交通機関の運賃（特別席料金は除く）
3.印刷製本費	(1) チラシ、ポスター及びパンフレット等の印刷費 (2) 研修資料やプログラム等の事業実施資料の印刷費 (3) 報告書印刷費 ＊報告書印刷費は、広く県民へ報告することを目的に作成するものを対象とし、会員や事業の関係者のみを対象に配付するものは対象外
4.通信運搬費	(1) 事業の実施に要する広報や連絡調整及び報告に要する通信費 (2) 事業を実施する上で必要と認められる、資材等の輸送に要する費用
5.消耗品費	(1) 事業に直接要する備品や事務用品、材料 (2) 国際協力における支援物資 (3) 報告会、報告に係る展示物作成に要する材料
6.使用料・賃借料	(1) 事業に直接使用する施設の使用料、準備及び撤去での使用料 (2) 事業を実施する上で必要と認められる事前事後研修等の施設使用料 (3) 事業に直接使用する施設の設備・機材の使用料 (4) 事業を実施する上で必要と認められる事前事後研修等の設備・機材使用料 (5) 事業を実施する上で必要と認められる物品、展示物の賃借料 (6) 車両等（目的地内での団体移動に限る）の借上料

（交付申請・決定）

第4条 助成金交付申請書は様式第1号のとおりとする。

2 助成金交付申請書の提出期限は毎年度 6 月 30 日とし、多文化共生等事業助成金の予算の範囲内で 7 月中に交付決定することとする。ただし、この交付決定日前に助成事業の実施する助成金交付申請書の提出があった場合は、当該交付の申請が到達してから適切な期間内に交付決定することができる。

3 前項の交付決定後も、二次募集するに十分な助成金に係る予算が残っている場合は、別に助成金交付申請書の提出期限を設け、追加募集し、交付決定することができる。

(選考委員会)

第5条 申請団体の申請額合計が予算額よりも大きい場合には、選考委員会を設置し、選考委員会の選考により助成金交付団体を決定する。

第6条 前項の選考委員会の構成は、佐賀県国際課職員及び協会職員複数名とする。ただし、申請団体と利害関係にある職員はその選考には関わらないものとする。

(助成の条件)

第7条 助成の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱の規定に従うこと。
- (2) 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業が協会から助成されたものであることを、配布物や事業の実施の際に明示すること。
- (3) 助成事業の完了後、成果等についての報告会の開催又は一定期間の展示による事業報告を行うこと。
- (4) 協会は助成事業の実施計画及び報告内容（写真等）を一般に公表することができるること。
- (5) 助成事業を変更又は中止、廃止する場合においては、助成金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、協会理事長の承認を受けること。
ただし、軽微な変更についてはこの限りでないが、交付申請額又は経費の配分に20%を超える変更が生じる場合は、いかなる理由であろうと助成金（変更・中止・廃止）承認申請書を提出し、協会理事長の承認を受けることとする。
- (6) 助成事業が予定の期間に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに協会理事長に報告し、その指示を受けること。
- (7) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者が申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定の日から14日間とする。

(実績報告)

第9条 助成金実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の助成事業実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から30日以内又は毎年度3月31日のいずれか早い日とする。
- 3 海外で物資等を購入した場合に発行された領収書を提出する場合は、品目を明らかにし、換金時のレートが分かる資料を添えて提出すること。

(助成金の交付)

第10条 助成金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。実績が交付決定額より下回った場合は、様式第4号にて報告する。

(助成金交付決定後の助成事業中止の取扱いについて)

第11条 助成金の交付決定を受けた後、台風、地震等の自然災害により、助成事業の全

部または一部が実施できなくなった場合において、既に執行済みの経費については、助成の対象とすることができる。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年度分の助成金から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。
 - (1) 財団法人佐賀県国際交流協会国際交流事業助成金交付要綱
 - (2) 財団法人佐賀県国際交流協会県民草の根協力事業費補助金交付要綱
- 3 前項の規定による廃止前の財団法人佐賀県国際交流協会国際交流事業助成金交付要綱、財団法人佐賀県国際交流協会県民草の根協力事業費補助金交付要綱（以下「旧財団法人佐賀県国際交流協会国際交流事業助成金等」という。）に基づいて平成17年度以前に交付を受けた助成金等については、旧財団法人佐賀県国際交流協会国際交流事業助成金等の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 30 年度分の助成金から適用する。